

No.	質問内容	回答
1	提案書のWeb入力フォーム「②技術的ポイント【最大1000字入力可】」は、利害関係に使用することだが、「できるだけ詳細な技術的なポイント」はどのようなことを書けばよいのか。	NEDOから指定するものではないものの、例えば競合他社が審査者にいる場合を想定し、当該審査者等が自己を利害関係者であると判断できると考えられるレベルで、提案する技術の概要・ポイントを記載してください。例えば、水車設計における技術的ポイントを含むなど。 また、「④利害関係者」の記載粒度もNEDOが指定するものではありませんが、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者であることが判断できると考えられるレベルで御記載ください。利害関係者の範囲が特定できない場合は、おってNEDOから提案者へ確認する場合もありますが、法人格まで御記載いただけるようであれば問題はありません。
2	「交付金インセンティブ制度（物的インセンティブ）」の説明で、「通常、事業終了後は委託研究資産を原則事業者が買い取る」とのことだったが、無償譲渡の場合もあると思う。その判断基準の違いがあれば教えてほしい。	資産の譲渡については、公募でお示ししているNEDOの業務委託契約約款（業務委託契約標準契約書）に基づいて実施します。 当該約款では基本的に有償譲渡をすることになっており、大学などの公的機関等が公的な理由で継続的に使用する場合で、譲渡時にNEDOに認められれば無償譲渡となる場合もあります。その他含め資産の処分方法については、当該約款等に記載しています。
3	NEDOからの委託先のPI（研究代表者）の人件費は計上できるのか。計上できる場合は、直接経費の「人件費」で良いか。	NEDOからの委託先のPIの人件費は計上することができます。計上費目は、直接経費の「人件費」となります。
4	NEDOからの委託先からの「再委託」や「共同実施」（共同研究）を想定する場合、委託先が検査等をすべて実施することとなるのか。また、「再委託」と「共同実施」は何が違うのか。	委託先が、委託業務の一部を第三者に委託する場合は「再委託」、一部を第三者と共同で実施する場合は「共同実施」となります。 いずれも業務委託契約約款に示される「再委託」のルール・基準が適用されることとなります。 そのため、「共同実施」を選択した場合でも、「再委託」と同様にNEDOからの直接の委託先が検査等を行うこととなります。